

## 本市の対応について

緊急事態宣言解除後の感染拡大を防止するため、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じたうえで、段階的に緩和する。利用制限を行ったうえで、市民利用施設は、原則開館し、市主催・共催のイベントについては、開催する。

期 間 令和3年10月1日（金）（ただし、準備が整い次第）から 令和3年10月24日（日）  
（市主催・共催イベントは10月30日（土））まで

利用時間 午後9時まで（無観客の場合を除く。）

利用制限 別紙「市民利用施設の利用制限について」のとおり

※ 既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合などについては、施設利用者や主催者等に対して、利用時間、利用制限に沿った利用を要請する。  
また、カラオケ設備については、原則利用を禁止し、予約があるものについても利用を自粛するよう強く要請する。

※ 酒類の提供はしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）。

凡例：下線部は前回からの修正箇所